

海津市はばたき
指定管理者募集要項

令和8年9月

海津市
社会福祉課

目 次

1. 指定管理者募集の趣旨	P 2
2. 管理を行う公の施設の概要	P 2
3. 申請の資格	P 2
4. 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲	P 3
5. 指定期間	P 4
6. 申請の方法	P 5
7. 責任・リスク分担	P 6
8. 提出書類	P 7
9. 募集に際しての留意事項	P 7
10. 指定管理者の選定	P 8
11. 協定の締結	P 1 2
12. 業務実施状況の監視等	P 1 2
13. 管理代行時の留意事項	P 1 3
14. 今後のスケジュール	P 1 4
15. 募集要項に関する質問	P 1 4
16. 問い合わせ先	P 1 5

様式集

1 指定管理者募集の趣旨

海津市はばたき（以下「はばたき」という。）については、現在の指定管理者の指定期間が令和9年3月31日に終了することから、利用者サービスの向上、一層の効率的かつ効果的な管理運営を行うため、はばたきの管理運営等に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 管理を行う公の施設の概要

(1) 名称

海津市はばたき

(2) 施設の種別

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定による多機能型障害福祉サービス事業所
(生活介護事業、就労継続支援 B 型事業)

(3) 所在地

海津市海津町高須町 6 3 3 番地 1

(4) 施設定員

30 人（内訳：生活介護 20 人・就労継続支援 B 型 10 人）

(5) 建物規模

建物 316.9 m²

敷地 1,118.0 m²

(6) 建物竣工年月日

昭和 60 年 12 月

平成 23 年 12 月一部増築

3 申請の資格

法に定める指定障害福祉サービス事業者としての実績があり、県内に主たる事業所を有する法人であること。

法第 36 条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者による生活介護及び就労継続支援の指定が得られる、県内に主たる事務所を有する法人であること。

ただし、次に該当する法人は、応募することはできません。法人の代表者が該当する場合も同様です。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(2) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67

号)第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

- (3) 応募日現在において、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しない者
- (4) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたもの又は公正な企画提案の成立を害した者
- (5) 応募日現在において、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第72条各項に規定する許可の取消し、その他の処分を受けてから3年を経過しない者
- (6) 応募日現在において、社会福祉法第131条から第135条までの規定する罰則の適用を受けてから3年を経過しない者
- (7) 応募日現在において法人税、消費税、県税、市町村民税、社会保険料を滞納している者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団の構成員及びそれらの利益となる活動を行う者

4 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

① 関係法令及び条例の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関係する法令及び条例等を参照してください。

- ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)、その他関係法令
- エ 海津市はばたき設置条例(平成23年海津市条例第18号)、海津市はばたき管理規則(平成23年海津市規則第25号)
- オ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)、社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)
- カ 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他労働関係法令
- キ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他施設の管理運営に関する法律
- ク 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- ケ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号))

- コ 海津市情報公開条例（平成 17 年海津市条例第 10 号）
- サ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- シ 海津市個人情報保護法施行条例（令和 5 年海津市条例第 5 号）、海津市個人情報保護法施行細則（令和 5 年海津市規則第 12 号）
- ス 海津市行政手続条例（平成 17 年海津市条例第 12 号）、海津市情報公開条例施行規則（平成 17 年海津市規則第 11 号）
- セ 海津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年海津市条例第 173 号）、海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年海津市規則第 166 号）
- ② 環境に配慮した施設の維持管理
 - ア 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
 - イ 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取り組みを推進すること。
 - ウ 環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
 - エ 利用者・職員に対する環境の保全及び創造に関する情報提供・意識啓発に努めること。

（２） 業務の範囲

指定管理者が実施することとなる業務の範囲については、別添「海津市はばたき指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）で定めるとおりとします。

- ① 利用者の生活支援、作業訓練、健康管理その他の処遇に関すること。
- ② 施設、附属設備及び物品の保全に関すること。
※台風等施設附属設備等の保全に影響があると予測される場合は、職員を常駐させるなど、必要な措置を講ずること。
- ③ 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境の整備に関すること。
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、施設等の運営に関して市長が必要と認める業務
※利用者との契約事務、障害介護給付費の請求、利用者負担の徴収及び上限管理等、その他公の施設として必要な業務。

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務のうち、一部の業務については、協議の上、専門の事業者へ委託することができます。

5 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間で予定しています。

6 申請の方法

(1) 申請に当たっては、次の書類を市に提出してください。

提出書類・ 部数	提出書類：「8 提出書類」に記載する書類 提出部数：13部（正本1部、副本12部） 「8 提出書類」のうち次の書類については、正本1部のみを提出すること。 8－①法人登記記載事項証明書 8－②定款 8－③決算書等 8－④納税証明書 8－⑤確定申告書の写し 【注意事項】 ・申請書類（官公署が交付する証明書を除きます。）の大きさは、日本工業規格 A4 判とし、縦左とじで作成すること。 ・提出書類の右上欄外に書類の名称に付している書類番号（例「1」）を記入すること。 ・各書類にインデックスを付けること。
-------------	--

(2) 提出先

〒503-0695

海津市海津町高須515番地（海津市役所東館2階）

海津市健康福祉部社会福祉課 障害福祉係

電 話 （0584）53-1139（直通）

(3) 提出期間

令和8年10月13日（火）～10月30日（金）

開庁日の午前9時～午後4時30分まで（郵送の場合、必着）

(4) 提出方法

持参するか郵送（簡易書留）してください。なお、FAX 又は電子メール等による提出は受け付けません。

(5) その他

- ・申請書類の作成に当たっては、日本語、日本国の通貨単位及びメートル法を使用してください。
- ・申請に際して必要となる費用は、すべて申請団体の負担とします。

- ・提出された申請書類は、返却しません。
- ・提出された申請書類に不備がある場合、事業計画の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき証明書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、事業計画書の記載事項の訂正又は全部若しくは一部の差し替えなど、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。
- ・提出された申請書類の著作権は、その著作者に帰属するものですが、市が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用します。
- ・申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を侵害した結果生じる責任は、すべて申請団体が負うものとします。
- ・市が必要と認める場合には、申請書類と別に追加資料の提出及び補正等を求めることがあります。
- ・市の職員と接する選定手続の場に、市の職員であつた者を参加させることはできません。
- ・申請団体の名称は、審査手続が終了するまで公表しません。

7 責任・リスク分担

市と指定管理者の基本的なリスク分担は、概ね次表のとおりとし、詳細については両者の間において別途締結する協定または両者の協議で定めることとします。

また、指定管理者は、施設管理者賠償責任保険、利用者傷害保険その他必要な保険に加入してください。

項 目	市	指定管理者
施設の維持管理		○
施設の補修	○ (50万円以上)	○ (50万円未満)
安全衛生管理		○
事故災害による施設の損傷	○ (右記以外)	○ (責めに帰する場合)
利用者への損害賠償	○ (右記以外)	○ (責めに帰する場合)

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書 様式第1号
- (2) 事業計画書 様式第2号
- (3) 収支計画書 様式第3号
- (4) 事業経歴（沿革） 別紙1
- (5) 役員構成 別紙2
- (6) 運営費見積提案書（令和9年度） 別紙3
- (7) 職員配置表（令和9年度）別紙4－1・別紙4－2
(生活介護事業、就労継続支援B型事業)
- (8) 法人等の概要を示す書類
 - ① 法人登記記載事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - ② 定款
 - ③ 決算書等（直近3年間）
 - ④ 納税証明書（前年度）
 - ⑤ 法人税及び消費税の確定申告書（勘定内訳書を含む）写し
 - ⑥ 法人の管理規程
 - ⑦ 就業規則 所轄労働基準監督署の届出印が押印されているもの
 - ⑧ 給与規程 //
 - ⑨ その他添付書類
 - ア サービスを保つ仕組みについて 様式自由（1ページ以内）
 - イ 職員の人材確保・育成に関する考え方 //
 - ウ 法人が業務委託する内容 //
 - エ 支援計画 //
 - オ 利用者の家族等との連携・連絡に関する考え方 //
 - カ 地域との関わりについての考え方 //
 - キ 特別支援学校、ボランティア、関係機関との連携に関する考え方

※ エ 支援計画については、利用者の生活・就労支援に関する考え方、
取り組み方、サービス提供・サービスの見直しについての考え方
について記入すること。

9 募集に際しての留意事項

応募書類作成に当たっては、「4 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」をはじめ、次の点に留意してください。

(1) 指定管理者経費

本業務の実施に係る費用は、利用料金等をもって充てることとし、指定管理者経費は支払わないものとします。

(2) 並行運営経費

指定管理者として指定された後、指定管理業務開始前に、総括責任者就任予定者及び従事予定者に対して、一定期間施設にて事務及び事業の引継ぎを行います。なお、令和9年3月31日以前に引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された法人の負担とします。

(3) 情報の公開

応募書類その他提出された書類は、海津市情報公開条例の定めによる公文書公開請求の対象となり、個人に関する情報その他の同条例第7条に規定する非公開情報に該当する部分を除き、同条の規定により公開されます。ただし、特定の個人が識別されたり、法人の正当な利益を害するおそれがある情報は、公開しない場合があります。

(4) 申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合には、事前に電話連絡の上、辞退届（様式B）を郵便又は持参により提出してください。

10 指定管理者の選定

(1) 審査方法

海津市公の施設指定管理者選定委員会において、最も適合していると認められる団体を当該施設の指定管理者候補団体（以下「候補団体」という。）として選定します。

候補団体は、市議会において議決を経た後に、指定管理者として正式に指定されますが、その間に候補団体に事故等があった時には、選考されなかった申請者のうちから新たに選考を行う場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合には、指定管理者として指定することはできないこととなります。この場合、候補団体はその損害賠償を市に対し請求することはできません。

ア 日程及び開催場所

令和8年11月5日（木） 海津市役所内会議室

イ 審査

海津市公の施設指定管理者選定委員会の審査は、次の流れにより行います。

① 申請団体によるプレゼンテーション

各申請団体が、制限時間15分の範囲内において、委員に対するプレゼンテーション

ンを行います。プレゼンテーションにおいて使用する資料は、その申請団体が提出した申請書類の内容に沿って作成されたものとします。プレゼンテーションの際は、本市においてプロジェクターを準備します。

なお、プレゼンテーションの順序は、申請団体が申請書類を提出し、市が受け付けをした順とします。

② 市及び委員からの質疑並びに申請団体の応答

市及び委員から申請団体に対して質疑を行い、申請団体の説明を求めます。この質疑応答の時間は、1 申請団体当たり 15 分を目途とします。

(2) 審査基準

審査内容については、次の基準により審査します。

評価項目	審査区分	審査の視点	配点
基本姿勢	はばたきを運営するにあたっての理念・方針	・ 障害者総合支援法に基づく事業の実績および経験を生かした取組み姿勢はどうか。	55
		・ 施設の運営方針を理解したものであるか。	
		・ 法人の福祉に関する社会的取組みはどうか。	
	苦情、要望等の対応体制	・ 法人に苦情、要望等に対する公聴及び対応体制があるか。	
		・ 苦情、要望等の反映方法、対応の即時性、検証体制はどうか。	
	職員の人材育成	・ 職員の人材育成に関する考え方はどうか。	
就労継続支援 B 型事業への取組み	就労継続支援 B 型事業の実施について	・ 就労継続支援 B 型のサービス目的に則った取組み方針が示されているか。	
		・ 作業受託の取組み体制が示されているか。 ・ 就労体験等の取組み体制が示されているか。 ・ 就労に結びついた後の継続的支援、フォローアップ体制はどうか。	

		・障がい者に対する就労支援の良好な取組みが示されているか。 ・就労支援における継続就労の体制が示されているか（一定期間経過後の就労状況など）。	
生活介護事業への取組み	生活介護事業の実施について	・生活介護利用者の障がいの特性に応じ、介護支援の体制が示されているか。	
		・創作的活動支援の良好な取組みが示されているか。	
		・生産活動支援の良好な取組み体制が示されているか。	
自主事業の実施	施設利用者等のサービス向上に資する自主事業の実施	・自己の経費と創意工夫により実施する福祉事業が示されているか。	20
地域との連携	ボランティアの受け入れや行事の実施を通じた地域との交流	・地域住民やボランティア団体などの関係機関との交流事業が示されているか。	
緊急時の対応	災害発生時の対応	・災害発生に対する対応マニュアル、職員周知、訓練等の取組みが示されているか。	
	事故防止のための取組み、リスクへの対応能力	・事故防止のためのマニュアル、チェック体制及び職員周知が示されているか。	
事業の収支	指定管理業務及び指定管理以外の業務の収支計画	・提案内容に基づいた事業収支が示されているか。 ・無理のない効率的な業務運営ができる事業収支が示されているか。 ・積算根拠が明確に示されているか。	25
個人情報保護	個人情報保護についての取組み	・個人情報保護や情報管理は適切であるか。	
開かれた運営	ホームページ等を利用した情報の公開	・ホームページ等を活用し常に運営状況等の情報を公開する取組みが示されているか。	
環境の整備	環境整備への取組み	・施設内の清掃の保持、環境整備への取組みが示されているか。	

施設管理	施設の管理実績	・障害福祉施設や類似施設の管理実績がどの程度認められるか。	
人員の配置	職員配置	・提示基準の職員配置体制が示されているか。（提案内容が実現可能であるか。） ・支援内容に応じた専門職員配置が示されているか。 ・支援内容に応じた人材確保が示されているか。	1 0
法人の状況	法人の経営状況	・法人の経営状況が良好であるか。	
合 計			1 1 0

（３） 申請資格の喪失

次に掲げる事項に該当する申請団体は、指定管理候補者の選定の対象から除外します。
また、指定管理候補者の選定を受けた者が、当該選定の後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、市長は、当該選定を取り消すことができます。

- ① 申請書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- ② 補正を求めたにもかかわらず、申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されなかったとき。
- ③ 補正を求めたにもかかわらず、申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ⑤ 虚偽の内容を記載したとき。
- ⑥ その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

（４） 選定結果の通知

審査終了後、市は公の施設指定管理者選定委員会の委員長から審査結果の報告を受け、速やかに指定管理者候補者を決定し、すべての申請団体に対してそれぞれの審査結果を通知します。

また、審査の結果は、海津市ホームページにおいて公表します。

（５） 指定管理者の議決・指定通知

市は、指定管理者候補者を指定管理者として指定するため、その指定に係る議案を市議会へ提出し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第244条の2第6項の議決を受けます。市議会の議決を経て、選定法人を指定管理者として指定し、法人に通知するとともに、告示

します。この指定通知が行われることにより選定結果が有効なものとして確定します。

1 1 協定の締結

指定管理者の指定の後に、市と指定管理者は、業務内容、管理の基準に関する詳細な事項等について協議の上、令和9年3月末までに指定期間内の指定管理者業務に関する包括的な事項を定めた基本協定を締結するものとします。

(1) 基本協定の内容

- ① 指定（協定）期間
- ② 指定管理に関する基本事項・遵守事項
- ③ 指定管理の範囲
- ④ 各年度の事業計画に関する事項
- ⑤ 各年度に市が支払う指定管理料に関する事項
- ⑥ 各年度の職員の配置基準
- ⑦ 物品類の使用・帰属に関する事項
- ⑧ 責任・リスク分担
- ⑨ 個人情報の保護に関する事項
- ⑩ 実績報告に関する事項
- ⑪ 連絡調整会議の開催に関する事項
- ⑫ その他

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者の指定の議決後においても当該指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして指定の締結に応じないとき。
- ② 財務業況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にできないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 2 業務実施状況の監視等

(1) 連絡調整会議の開催

市は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するために、毎月1回連絡調整会議を開き、計画や目標についての進捗状況を随時確認します。

(2) 保護者会の開催その他アンケート実施

利用者に対するサービスの向上等の観点から、定期的に又は必要に応じて保護者会の開

催やアンケート等により、利用者又は家族の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告することとします。

(3) 帳簿書類等の提出要求

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

(4) 施設の維持管理に係るモニタリング

指定管理者による管理の適正を期するため、海津市公の施設モニタリング評価に関する実施要綱に基づくモニタリングに協力してください。

1 3 管理代行時の留意事項

(1) 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合は、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合は、市は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

② 指定が取り消された場合等の賠償

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) その他協議すべき事項

協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

(3) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取り消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な業務の開始のため、引継ぎに協力して頂きます。

1 4 今後のスケジュール

指定管理者の募集から決定までのスケジュールは、次のとおりです。なお、詳細については、後記を参照してください。

募集要項等の配布	令和8年 9月30日（水）～10月30日（金）
質問書の受付	令和8年 9月30日（水）～10月16日（金）
申請書類の受付	令和8年10月13日（火）～10月30日（金）
面接審査（プレゼンテーション）の実施	令和8年11月5日（木）
指定管理者選定の結果通知	令和8年11月中旬
指定管理者の指定（市議会による議決）	令和8年12月下旬
基本協定の締結	令和9年3月
前任者からの引継ぎ	令和9年1月～3月
指定管理者による業務開始	令和9年4月1日

※現地の見学を希望する場合は、令和8年9月30日（水）から10月16日（金）の間に海津市健康福祉部社会福祉課までご連絡ください。

1 5 募集要項に関する質問

（1） 質問の方法

質問の内容を1件ごとに質問書（様式A）に記載の上、郵送、FAX、電子メール（※件名の頭にはばたき指定管理者と明記してください。）のいずれかで行ってください。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けしませんのでご了承ください。

（2） 受付期間

令和8年9月30日（水）午前9時から10月16日（金）午後4時30分まで
（必着）

（3） 受付場所

海津市健康福祉部社会福祉課障害福祉係

〒503-0695

海津市海津町高須515番地（海津市役所東館2階）

海津市健康福祉部社会福祉課 障害福祉係

FAX （0584）53-1569

Eメール shakaifukushi@city.kaizu.lg.jp

（4） 回答の方法

質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き随時、海津市ホームページで公表します。

公表ページ

<https://www.city.kaizu.lg.jp/kurashi/0000004812.html>

1 6 問い合わせ先

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須515番地

海津市健康福祉部社会福祉課 障害福祉係

TEL (0584) 53-1111 (代表)

(0584) 53-1139 (直通)

FAX (0584) 53-1569

Eメール shakaifukushi@city.kaizu.lg.jp